調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2017 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」)」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「拠出限度額」です。

第３講　「拠出限度額」

（確定拠出年金法第 20 条　2017 年度版条文集Ｐ44 ほか）

確定拠出年金の掛金には、国民年金の被保険者の区分や、確定拠出年金以外の企業年金の実施状況などに応じて、拠出できる額に上限が設けられています。

拠出限度額に関する定めは、企業型年金については確定拠出年金法第 20 条、個人型年金については確定拠出年金法第 69 条に定められています。ただし、条文を確認すると分かるように、ここでは、企業型年金の場合は事業主掛金の額（いわゆるマッチング拠出を実施しているときは加入者掛金の額も含めた合計額)、個人型年金の場合は加入者掛金の額(2018 年５月に施行された中小事業主掛金納付制度を実施しているときは中小事業主掛金も含めた合計額）が、年間の拠出限度額を超えないようにしなければならない、という内容に留まり、具体的な内容については政令により定められるとあります。

そこで、確定拠出年金法施行令をみてみると、企業型年金の拠出限度額については第 11 条、個人型年金の拠出限度額については第 36 条に定められていることが分かります（条文集では確定拠出年金法第 20 条、第 69 条の右隣の列に記載されています)。

ところで、2018 年１月から「掛金の年単位化」が行われましたが、条文では、年単位化が行われても、拠出限度額については「1 カ月あたりいくら」という形式で定められています。例えば、個人型年金の第１号加入者（自営業者等）の場合、年間 81 万 6000 円ではなく、１カ月あたり６万 8000 円と定められています。これは、1 年（12 月から翌年 11 月）の間に、加入者の資格を取得・喪失したり、加入者区分が変わったりすることが考慮されたものです。

そのため、年間の拠出限度額は、「加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における加入者区分に応じて定められた額を合計した額」と定められています。加入者期間の計算の基礎となる期間は、加入者資格を取得した月から喪失した月の前月までで、確定拠出年金法第 14 条、第 63 条に定められています（条文集Ｐ30 ほか)。

次ページの表及び図は、加入者区分別の拠出限度額です。

ここで、拠出限度額を条文で確認するにあたり知っていると便利な用語を紹介しましょう。

・「個人型年金同時加入制限者」…企業型年金規約で個人型年金加入者となることができる旨が定められていない企業型年金加入者のことです。これとは逆に、企業型年金規約で個人型年金加入者となることができる旨が定められている企業型年金加入者は、「個人型年金同時加入可能者」となります。

・「他制度加入者」…確定給付企業年金及び私立学校教職員共済制度の加入者、石炭鉱業年金基金の坑内員のことです（厚生年金基金は、現行条文には定められていませんが、実際には、読替えによって厚生年金基金も含まれます)。＊読替えとは、法令中のある用語を他の用語に置き換えて読むことです。

例えば、確定給付企業年金にも加入している企業型年金加入者であって、企業型年金規約で個人型年金にも加

入できることが定められている者は､｢個人型年金同時加入可能者であって他制度加入者である者｣となります。

　これらの用語を用いながら１カ月あたりの拠出限度額を確認すると下表のようになります。①～⑨は図の対応箇所です。なお、個人型年金の第１号加入者が国民年金基金に加入している場合や、付加保険料を納付している場合は、１か月あたりの拠出限度額は、６万８000 円から、当該掛金又は保険料の額を控除した額となります。

　社会一般に向けて作成されたパンフレット等でこうした用語が使われることは少ないと思われますが、複雑な加入者区分が単純明快に表記でき、理解も深まりますので、ＤＣプランナーとしては、知っておきたい用語といえるでしょう。

　次回は､「掛金の拠出方法」です。

加入者区分		拠出限度額 （１カ月あたり）	図の 対応箇所
企業型年金	個人型年金同時加入制限者であって他制度加入者以外の者	5 万 5000 円	①
	個人型年金同時加入制限者であって他制度加入者である者	2 万 7500 円	②
	個人型年金同時加入可能者であって他制度加入者以外の者	3 万 5000 円	③
	個人型年金同時加入可能者であって他制度加入者である者	1 万 5500 円	④
個人型年金	第 1 号加入者	6 万 8000 円	⑤
	第 2 号加入者であって⑦⑧以外の者	２万 3000 円	⑥
	第 2 号加入者であって⑧以外の個人型年金同時加入可能者である者	２万円	⑦
	第２号加入者であって他制度加入者又は公務員である者	１万 2000 円	⑧
	第 3 号加入者	２万 3000 円	⑨

【加入者区分別拠出限度額】

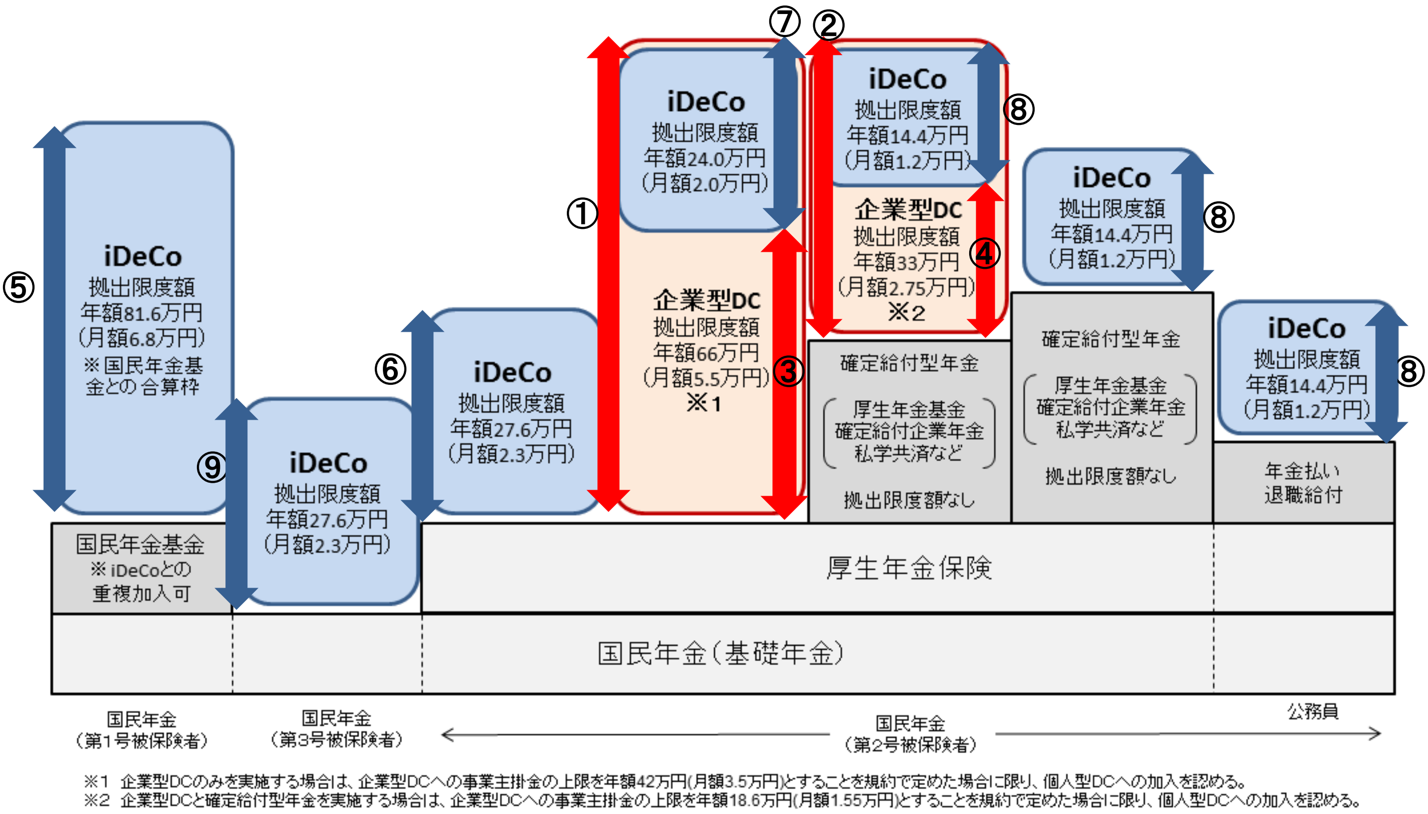

（厚生労働省のホームページより。①～⑨は表の内容に合わせて加筆）